

## 鳥取県中部管内糖尿病栄養指導実施要領

### 1 目的

医療機関において栄養指導を受けることが困難な糖尿病療養者に対して、医療機関と市町が連携して栄養指導を行うことで、糖尿病の悪化を予防する。

### 2 実施機関

中部管内医療機関、各市町及び鳥取県中部総合事務所倉吉保健所

### 3 事業の対象

事業の対象者は下記のすべてを満たす者とする。（糖尿病性腎症重症化プログラムの対象者は基本的に除く。）

- (1) 中部管内に居住する糖尿病療養者で栄養指導が必要と主治医が認める者
- (2) 医療機関で栄養指導を受けることが困難な者
- (3) 居住する市町の栄養士による栄養指導を希望する者

### 4 事業の実施方法

- (1) 糖尿病療養者のうち、3に該当すると判断した医療機関は、療養者の同意を得て、必要事項を記入した診療情報提供書（様式1）を療養者の住所地の市町に送付する。
- (2) 市町は診療情報提供書受領後、療養者と栄養指導日時を決定する。
- (3) 市町は栄養指導実施後、糖尿病栄養指導結果票（様式2）を療養者に渡すと共に、必要事項を糖尿病栄養指導報告票（様式3）に記入し、依頼のあった医療機関に送付する。
- (4) 糖尿病栄養指導依頼票（様式1）の送付は、紹介先機関ごとに療養者1人につき月1回に限ることとするが、継続指導の必要な者については、適宜、医療機関と市町とで連携し実施する。
- (5) 市町は年間の栄養指導実施状況を糖尿病栄養指導報告書（様式4）により鳥取県中部総合事務所倉吉保健所に報告する。

### 5 療養者のプライバシーの保護

糖尿病療養者の情報提供等にあたっては、郵送を原則とし、市町栄養士あて「親展」としてプライバシーが損なわれることのないよう十分注意する。

### 6 事業に関わる経費

診療情報提供書（様式1）については、診療情報提供料（I）を算定できる。なお、診療情報提供料については「医科点数表の解釈」に従う。

また、診療情報提供書および報告票の郵送に関わる経費はそれぞれの機関の負担とする。

### 7 鳥取県中部総合事務所倉吉保健所の役割

この事業を円滑、効果的に実施するため、必要に応じて鳥取県中部総合事務所倉吉保健所の主催する糖尿病予防対策検討会で協議する。

### 附則

- 1 この要領は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

参考

